

# 定額給付金・子育て応援特別手当は 申請しましたか？

松前町では3月に申請書を送付しました。現在、申請を受け付けています。  
まだ申請をしていない方は、期限が決められていますので注意してください。

※ 2月1日以前より松前町に住民登録をされている方で、まだ申請書が届いていない方はお問い合わせください。

**申請期限**  
平成21年9月24日（木）  
（当日消印有効）

**問** 定額給付金について  
総務課企画政策係 ☎985-4103  
子育て応援特別手当について  
福祉課児童福祉係 ☎985-4114

## 「定額給付金」「子育て応援特別手当」の 振込め詐欺にご注意を！

官公庁などの職員が、ATMの操作や手数料などの振り込みをお願いすることは、**絶対ありません**。  
松前町では「定額給付金」「子育て応援特別手当」については、できるだけ郵送で対応しています。もし、不審な電話がかかってきたら、すぐに町の窓口か警察に連絡するなど、振込め詐欺にご注意ください。



### まず疑う！

電話でATMの話が出たらまず疑ってください。

### すぐ確認！

電話の内容が本当か確認してください。

### すぐ相談！

1人で判断せずに、おかしいと思ったら誰かに相談してください。

**問** 伊予警察署 ☎982-0110

## 社会福祉法人等のサービスを利用する方へ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護保険サービスを利用する方で、下記の要件を全て満たす方について、社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合に、利用料が軽減されます。

### 対象者

- (1) 世帯全員が町民税非課税
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- (3) 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- (4) 日常生活のための資産以外に資産がない
- (5) 負担能力のある親族などに扶養されていない
- (6) 介護保険料を滞納していない

### 対象サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど

軽減割合	利用者負担	食費・居住費
・老齢福祉年金の受給者	53/100	50/100
・上記以外の方	28/100	25/100

## 食費などの負担軽減について 介護保険負担限度額認定申請

介護保険施設などに入所・入院しているときや、短期入所を利用するときの食費、居住費（滞在費）の負担が軽減されます。

### 対象者

- (1) 町民税非課税世帯
- (2) 生活保護世帯

### 対象サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所

### 軽減割合

対象者によって段階的に軽減割合が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 現在認定されている方も、認定の有効期限が6月末日ですので、再度申請をしてください。

**問** 保険課介護保険係 ☎985-4115